

令和3年10月11日  
選挙管理委員会

真鶴町議会議員選挙 当選の効力に関する異議申出書の受理について

令和3年9月26日執行の真鶴町議会議員選挙に関し、公職選挙法第206条の規定に基づき、当選の効力に関する異議の申出が令和3年10月5日付で真鶴町選挙管理委員会に提出されました。

同委員会は、令和3年10月8日に会議を開催し、申出について審議した結果、これを受理することと決定いたしました。

これにより、全ての候補者の供託金の返還が、異議の申出に対する最終的な結果が確定するまで延期されます。

同委員会としては、今後の事務処理について、十分な調査を行った上で審理を進め、異議の申出に対する決定をしたいと考えております。

【異議申出の主旨】

当選人 木村 勇 及び 山下 亜美 は、選挙期日前3か月において町内での生活実態、居住期間を満たしておらず、当該選挙の選挙権の要件「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」とはいえないため、公職選挙法に定める市町村議会議員選挙の被選挙権を有せず、当選は無効である。

お問い合わせ先
選挙管理委員会書記長 尾森 正 電話：0465-68-1131 内線 320